

第11回 医師の働き方改革に関する検討会

平成30年11月9日

資料2

「今後の検討の進め方（案）」（第9回検討会資料1）にお示したテーマ

- (1) 働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿
 - ・ 健康確保を含む勤務環境改善
 - ・ 医療提供のマネジメント改革（業務の移管や共同化（タスク・シフティング、タスク・シェアリング）を含む）
 - ・ 国民の医療のかかり方

- (2) 医師の特殊性を含む医療の特性

- (3) 医師の働き方に関する制度上の論点（時間外労働の上限時間数の設定等）
 - ・ 宿日直、自己研鑽の取扱い
 - ・ 時間外労働の上限規制のあり方

医師の働き方改革に関する検討の今後の進め方

第9回医師の働き方改革に関する検討会資料1を一部改変

- 医師の働き方改革に関しては、「医師の働き方改革に関する検討会」において、医師の時間外労働の上限時間数の設定を初めとした対応の方向性を今年度中にとりまとめる必要がある。
 - 今後の議論を、
 - (1) 働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿
(国民の医療のかかり方、タスク・シフティング等の効率化、医療従事者の勤務環境改善等)
 - (2) 働き方改革の検討において考慮すべき、医師の特殊性を含む医療の特性
 - (3) 医師の働き方に関する制度上の論点（時間外労働の上限時間数の設定、宿日直や自己研鑽の取扱い等）
- の3つのトラックで進め、「医師の働き方改革を通じて医療をよくしていく」という大きなビジョンでまとめていくこととしてはどうか。

【今後の進め方（年度内）】

※上限時間数等にかかる労政審（労働条件分科会）での審議は、平成31年度～

